

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定の手引き（案）に対する 県民意見募集の結果と対応

（交通基盤部河川砂防局河川企画課）

「津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定の手引き（案）」に対して、県民の皆様からご意見をお寄せいただきました。

意見募集の結果と意見に対する県の考え方は次のとおりです。

1 県民意見募集の概要

募集期間	平成27年11月11日（水）から平成27年12月9日（水）まで
提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール

2 意見提出者数及び件数

3 者 6 件

3 項目別の意見件数

津波災害警戒区域の指定の手引き（案）

項 目	提出方法	件数
1 概 要		
（1）本手引きの目的		
（2）本手引きの位置付け		
（3）津波防災地域づくりに関する法律について		
（4）津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針について		
2 静岡県第4次地震被害想定（概説）		
（1）自然現象、建物被害、人的被害（追加資料を含む）		
（2）ライフライン、経済被害等		
3 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準等		
（1）津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは		
（2）津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定基準		
（3）津波災害警戒区域（イエローゾーン）の解除（変更）に関する要件		
4 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続き		
（1）津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続きに先立つ調整		
（2）津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続きの流れ		
（3）津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の手続き		
5 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定後の対応		
（1）津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定の伴う警戒避難体制の整備		
（2）警戒区域内における各種措置を効果的に行うための留意事項		
6 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定基準等		
（1）津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）とは		
（2）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準	メール	1

項 目	提出方法	件数
(3) 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討の方向性の整理	メール	1
(4) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の解除（変更）に関する要件	F A X	1
7 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続き		
(1) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続きに先立つ調整	メール	1
(2) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続きの流れ		
(3) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の手続き		
8 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の対応		
(1) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の伴う特定開発行為及び特定建築行為の制限	メール	1
(2) 特別警戒区域内における各種措置を効果的に行うための留意事項		
9 その他		
(1) 静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会	メール	1
(2) 参考資料		
	合計	6

4 寄せられた意見と県の考え方

番号	項目名	寄せられた意見	意見に対する県の考え方	備考
1	6 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定基準等 （2）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準は、基準水位2.0m以上の区域を基本とされているが、なぜ2.0m以上なのか、1.0mや1.5mなら安全なのか。	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定基準は、県が設置した「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」における東日本大震災等の過去の津波による浸水深と建物被害の関係等を踏まえた検討の結果から、「基準水位2.0m以上の区域」を基本とすることとしています。この検討委員会での検討経緯は、県のホームページで公表しており、そちらで確認できます。（ https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/tsunamisaiigaikaikaiki.html ） また、基準水位や浸水深に応じて、想定される建物被害や避難への影響等は異なるので、過去の調査・分析の結果をまとめた資料を津波災害警戒警戒区域の指定に関するリーフレットに掲載し、地域住民等への周知を図っています。	P33
2	6 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定基準等 （3）津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討の方向性の整理	津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、市町の判断により条例を制定することで区域を指定するようだが、県が指定するオレンジゾーンと指定基準が異なると混乱するので、レッドゾーンの指定基準の案も県が示すなど、レッドゾーンの指定に関しても県が積極的に関わってもらいたい。	津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、「津波防災地域づくりに関する法律」で市町村が条例で指定する区域や制限対象とする用途を定めることと規定されているため、本手引きでは、市町の検討の参考となるよう、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の検討経緯を踏まえ、検討の方向性を整理しています。 今後、各市町は本手引きを参考に、津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の検討を行う場合は、県は市町の求めに応じて、津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の検討に用いたデータや参考となる情報を提供するとともに、指定基準に関する有識者への意見聴取等について、積極的な支援に努めてまいります。	P34～P36
3	6 津波災害特別警戒区域（オレンジ・レッドゾーン）の指定基準等 （4）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の解除（変更）の関する要件	浜松市の海岸では、一条工務店の寄付金を使って、津波を防ぐための堤防の建設が進められている。この堤防ができることで、津波の浸水による被害は大幅に減ると言われているが、この区域の指定とはどのような関連があるのか。堤防を建設することで津波の被害が減るなら、わざわざ区域を指定して、建物の建設などを制限する必要はないのではないか。	津波災害警戒区域等の指定基準の基本となる「津波浸水想定」は、平成25年度に公表した「静岡県第4次地震被害想定」の津波浸水想定区域図を基に設定しており、それ以降に整備された海岸堤防等の津波対策施設は反映されていません。 今後、浜松市沿岸域で整備が進む防潮堤のような津波対策施設が整備され、その減災効果が見込める場合は、「津波浸水想定」の見直しを実施し、新たな津波浸水想定に基づき津波災害警戒区域等の指定の解除や変更を行うことを本手引きに定めています。	P37

番号	項目名	寄せられた意見	意見に対する県の考え方	備考
4	7 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の 手続き （2）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定の 手続きに先立つ調整	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は、建築物の建築とそのため の開発行為に関して規制がかかるものだが、市町の都市計画やまちづくりの方針などとの 整合や調整はどのように行うのか。	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定による土地利用規制は、市町の都市計画やまちづくりと密接な関係があるため、年に 数回開催してきた「県と市町の連絡調整会」を今後も適宜開催し、情報共有と 連絡調整を行い、市町のまちづくり等との整合を図っていきます。	P38
5	8 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定後の 対応 （1）津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定に伴う特定開発行為及び 特定建築行為の制限	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）に指定された場合、住宅を建てたり、 建て替えたりすることはできなくなるのか。	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定により、建築物の建築やそのため の開発行為に対して制限がかかる用途は、法律や政令に定められた一定の社会福祉施設、 学校及び医療施設のみであり、一般住宅の建築や建て替えに制限はかかりません。	P47, P48
6	9 その他 （1）静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）に指定されると、老人施設、病院、 学校などを建てようとする時に、規制がかかり、津波に対して耐えられるような 建物とするための構造強化が必要になるが、普通に建てるより建設費用が余分に かかり、施設建設者の負担が大きい。建設費用の補助などは用意されていないの か。	津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）内の要配慮者利用施設に対する津波に 耐えられる構造強化への財政的な支援措置は、現時点では用意していないため、 今年10月に「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」から県に提出された提言を 踏まえ、国への支援措置の創設の働き掛けや県独自の仕組みの検討を進めて いきます。 なお、「静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会」から県への提言については、 本手引きの「9 その他」に提出に関する記述を追加するとともに、巻末参考資料 に提言本文を添付します。	P51, P55～P58

5 寄せられた意見を踏まえた手引き（案）の修正（新旧対照表）

修正前	修正後
<p>意見 6 への対応 6 その他 (1) 静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会 P51</p> <div data-bbox="183 395 1081 657" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><開催経緯> 第1回：平成26年2月14日（金） 第2回：平成26年6月11日（水） 第3回：平成26年12月2日（火） 第4回：平成27年3月16日（月） 第5回：平成27年9月11日（金）</p> </div>	<div data-bbox="1167 395 2065 790" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><開催経緯> 第1回：平成26年2月14日（金） 第2回：平成26年6月11日（水） 第3回：平成26年12月2日（火） 第4回：平成27年3月16日（月） 第5回：平成27年9月11日（金）</p> <p><提言> 平成27年10月13日（火）、『津波災害警戒区域等の指定による「津波防災地域づくり」の推進に向けた提言』を県に提出</p> </div> <p>※巻末参考資料に提言本文を添付</p>